

2006年度（平成18年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2006年度（平成18年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2006年（平成18年）8月8日（火） 午前10時00分～11時10分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員名

富田委員，中山委員，坂本委員，三谷委員，相原委員

4 出席した職員

建設管理部長，農林土木部長，建築部長，下水道部長，水道局業務部長，水道局工務部長
契約課長，技術検査課長，神辺建設産業課長，営繕課長，建設第2課長，水道局経理課長
水道局給水サービスセンター所長

5 会議の概要

（1）設計金額別の落札率の状況について

契約課長から，次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札拡大の結果，福山市発注分の落札率は，前年度（2005年度）と比較して，7月20日現在で約5ポイント低下している。また，前年度まで通常の指名競争入札を行っていた設計金額1千5百万円以上5千万円未満の金額帯の落札率は，前年度と比較して約16ポイントもの低下が見られた。

水道局発注分の落札率についても，全体で約7ポイント，設計金額1千5百万円以上5千万円未満の金額帯で，約5ポイント低下しており，約4ヶ月間という短い期間での統計ではあるが，今後もこのような状況で推移するのではないかと考えている。

（2）抽出案件の選定理由について

富田委員から次のとおり説明を行った。

条件付一般競争入札から，一方は落札率の高いもの，もう一方は落札率が低く低価格入札となったものを，2件選定した。

公募型指名競争入札からは，落札率が特に低いものを1件選定した。

指名競争入札からは，落札率が比較的高いものの中で，神辺町の工事を選定した。

随意契約からは，予定価格に近い価格で契約しているものを1件選定した。

（3）抽出案件の審議

ア （仮称）中央図書館建設工事

- イ (仮称)福山市西部市民センター建設工事
- ウ 新涯ポンプ場ポンプ設備工事
- エ 道路改良工事(平野35号線)
- オ 配水管布設替工事

アからオについて、契約担当課長及び当該工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 低入札価格調査制度の運用状況

ア、イについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(5) 次回委員会の開催日程について

1 1月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整する。

(6) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出方法について

次回の事案の抽出は、本年7月から9月分を対象として、中山委員が担当する。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 抽出案件の審議

ア (仮称)中央図書館建設工事について

Q1 中央図書館建設工事と西部市民センター建設工事について、業者が希望すればどちらにも入札参加できるのか。

A1 両方に入札参加できる。

Q2 条件付一般競争入札の入札参加資格の基準は、以前からこのような要件になっているのか。参加資格を緩和して、より多くの業者を参加させることはできないのか。

A2 入札参加資格の基準は、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱で定めているが、参加資格の設定は、各工事毎に異なる。また、共同企業体についても、福山市建設工事共同企業体取扱要綱に定めがあり、工事内容、工期、技術的特性によって、構成員の数を決定することとなる。

入札参加者が少ないのは、本市が昨年度から大手建設会社を指名除外措置していたことも影響したのではないかと考えている。今後、入札参加者が少ないようであれば、入札参加資格の要件を緩和することも検討していきたい。

Q3 条件付一般競争入札は、入札参加者が何者以上いなければならないというような規定はないのか。

- A 3 入札参加者数についての規定はない。
- Q 4 この工事の内容には、難しいものがあるのか。
- A 4 中央公園整備事業の一連の工事であり、大規模かつグレードの高い工事である。建物内に大空間を確保する必要があり、特殊な構造をしている。
- Q 5 設計業務のコンペはしたのか。また、決め手になったファクターは何か。
- A 5 設計業務については、コンペに必要な期間が十分とれなかったため指名競争入札とし、入札金額の最も低い業者を落札者とした。

イ (仮称)福山市西部市民センター建設工事について

- Q 6 この工事には、構造上の特徴があるのか。
- A 6 建物の構造は、一般的な事務所機能に加え、ホール機能を有している。特殊な材料とか工法は使用していない。
- Q 7 1者を非認定とした理由は何か。
- A 7 応募のあった者に指名留保措置を行っていたためである。
- Q 8 地元業者は、A群には入れないのか。
- A 8 地元業者は、西部市民センター建設工事の場合にはA群での参加が可能である。
- Q 9 なぜ、このように落札率の差がでるのか。
- A 9 地元業者は、中央図書館建設工事の共同企業体の代表者になれないが、西部市民センター建設工事の場合には代表者として参加できることも関係しているのではないかと考えている。

ウ 新涯ポンプ場ポンプ設備工事について

- Q 10 このような工事を施工できる業者は、限られてくるのか。
- A 10 土木工事と比較すると、発注する業種についての登録業者数そのものが少ない。また、施工実績のある者に対し、本市が指名除外措置を行っていたこともあり、入札参加者が少なかった。
- Q 11 低価格入札となったのは、電子入札のメリットによるものか。
- A 11 確かに低価格での競争がなされているが、必ずしも電子入札のメリットによるものとは考えていない。
- Q 12 この種の工事で、このような低価格入札になったことは過去にもあったのか。
- A 12 ポンプ設備工事の発注は、数年間に1件程度しかない。最近では、2001年(平成13年)2月に機織ポンプ場ポンプ設備工事を発注している。この工事の入札参加者は8者、契約金額は2億9千7百万円余で、落札率は99.4%であった。
- Q 13 ポンプ設備のメンテナンスは毎年行うことになるのか。
- A 13 ポンプ設備のメンテナンスについては、通常、市内の代理店と契約している。
- Q 14 落札した業者は、市の工事を初めて落札したのか。
- A 14 過去に本市の契約実績を持つ会社である。
- Q 15 低入札価格で入札した経緯はどうであったのか。
- A 15 低入札価格の聴き取り調査をしたところ、公共工事の減少に伴い、受注金額が落

ちているため、工場の稼働率を上げたかったということと、大規模工事の実績を作っ
ていきたいということで、この価格で入札したとのことだった。

Q 1 6 この会社は、この工事の参加資格を満たしていたのか。

A 1 6 最近、合併等を行っているが、施工実績など市が求めた入札参加資格を有してい
る。

Q 1 7 このポンプは新設なのか、既存の取替なのか。

A 1 7 現在のポンプの隣に新設するものである。

Q 1 8 応札業者の中に、既存のポンプ設備を施工した業者はいるのか。

A 1 8 既存のポンプ設備を施工した業者は、落札業者の関連会社である。

Q 1 9 落札業者以外の2社についても、低入札価格調査制度に基づく聴き取り調査を行
ったのか。

A 1 9 福山市低入札価格調査制度運営要領の規定により、聴き取り調査は、最低価格で
入札したものから行うこととしており、落札者とするのが適当でない判断した場
合、次順位の価格で入札したものから調査を行うことになる。

Q 2 0 このような入札の結果を、次に発注する工事の予定価格に反映することはしない
のか。

A 2 0 この工事の発注に当たり、本市の登録業者のうち10社程度から見積もりを徴し
て、各項目の最低価格を採用し、積算して工事の価格を決定している。例えば、前回
の落札率を反映し、査定率を変えろということになれば、変える根拠の説明が毎回必
要となるため、査定率は一定の率としている。

エ 道路改良工事（平野35号線）について

Q 2 1 選定理由の指名回数の平準化の内容を、具体的に説明してほしい。

A 2 1 この工事は神辺町の案件であり、合併の特例措置を考慮し神辺町の業者を指名し
ている。土木一式工事の業者は、神辺町には、Cランクは3社、Dランクは8社しか
いないため、同時に発注する4件の工事について、各等級の者が同一回数となること
を基本に選定した。

Q 2 2 同時に発注した他の工事の落札率はどうなっているのか。

A 2 2 89.8%から94.7%となっている。

Q 2 3 落札率が高く、うまく業者に配分されている感じがするが、話合いがなされたの
ではないのか。

A 2 3 あくまでも、入札の結果として受け止めている。

Q 2 4 合併の特例措置は、いつまでか。

A 2 4 2009年（平成21年）3月末までである。

オ 配水管布設替工事について

Q 2 5 漏水事故の原因は何か。

A 2 5 箕沖工業団地内の事故であり、地盤沈下が原因と思われる。

Q 2 6 事故の再発防止策はなされたのか。

A 2 6 漏水した箇所だけでなく、全体の配管の布設替えを行った。

Q 2 7 この工事を施工可能な業者は他にもいるのではないか。

A 2 7 福山市内には、他にはいない。

Q 2 8 当初の施工時期はいつか。また、鋼管の厚さはいくらか。

A 2 8 当初の工事は、1974年（昭和49年）に施工したもので、厚みは、9.5 mm である。

Q 2 9 見積もりは何回目で決定したのか。

A 2 9 1回目である。

3 0 国は随意契約を減らす方向である。市もそういう方向に進んでほしい。

Q 3 1 口径が大きいことが、この業者と契約する重要な要素なのか。市内の業者で施工可能な口径の限界はどの位か。

A 3 1 口径が大きくなると管の重要性も増し、技術的に難しくなるため、技術力のある業者に発注している。市内の業者で施工可能な管の口径は、100 mm から150 mm が限界と考えている。

（2）低入札価格調査制度の運用状況について

Q 3 2 水道局の配水管布設及び布設替工事の最低価格入札者を、落札者としなかった理由は何か。

A 3 2 聴き取り調査の結果、最低価格の入札者が、仕入れをする管材費の積算を明らかに誤っていたものである。

